

文花児童館 LINE オープンチャット 運用要綱

文責：文花児童館 統括リーダー 渡辺 竜哉
館長 岩澤 和樹

第1条 本要領は、文花児童館（以下「館」という。）がソーシャルメディアサービスである LINE オープンチャットを利用者や地域住民への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 LINE オープンチャットの安全性

LINE（ライン）オープンチャットは、LINE 株式会社が運営する写真・動画共有ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）である。

・LINE（ライン）オープンチャットでは、LINE に登録している名前とプロフィール画像は同期されず、個々に設定することができる。そのため、管理者（文花児童館）以外がアカウント同士でやりとりをしたり、繋がることはできない。その為、フォロワー同士が確認できてしまう X（旧 Twitter）や Instagram などの SNS よりも安全性は高いと考え、文花児童館では LINE オープンチャットを運用していく方針である。

（運用主体）

第3条 LINE オープンチャットの運用主体、アカウントの登録、管理及び運用は管理職（又は統括リーダー）確認の元行なっていく。

（運用主体等の明示）

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、LINE オープンチャットのプロフィール欄で明示する。（アカウント運用者の明示）

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するために、運用主体として LINE オープンチャットに文花児童館アカウントの画像を文花児童館にする（イメージキャラクター、ぶんちゃん、はなちゃん込みの画像）

（掲載内容）

第6条 LINE オープンチャットは、次の各号に掲げる情報を発信する

- （1）文花児童館の各部門毎月のおたより
- （2）文花児童館事業の開催、変更、中止等に関するもの
- （3）その他、管理職が適当と認めるものに発信した情報に誤りがあった場合は、速やかに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

第7条 LINE オープンチャットでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントとの直接のやりとりは原則として行わないものとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等の発信する 公益性の高い情報で、管理職が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(文花児童館ホームページとのリンク)

第8条 記載するリンク先は、原則として館のホームページのみとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、管理職が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(運用の停止)

第9条 LINE オープンチャットのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、文花児童館 LINE オープンチャットを継続して運用することが困難になった場合は、館のホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(運用要領の周知・変更)

第10条 本要領の内容は、文花児童館 LINE オープンチャット、ホームページに掲載し、おたよりやポスター等で周知する。また本要領は必要に応じて変更できるものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、文花児童館 LINE オープンチャットまたは館のホームページに明示し周知する。

(遵守事項)

第11条 文花児童館 LINE オープンチャットの運用にあたっては、墨田区と社会福祉法人雲柱社が締結した仕様書・協定書の内容と、社会福祉法人雲柱社のセキュリティに関する基本方針を遵守する。

(その他) 第12条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則 本要領は、令和6年 4月 1日から適用する。